

平成 19 年度 信託税制の改正のあらまし

平成 18 年 12 月に新信託法が制定（平成 18 年法律第 108 号）され、これにより信託の利用機会が大幅に拡大され、多様な類型の信託が可能となります。

これを受けて、平成 19 年度税制改正（平成 19 年法律第 6 号ほか）において、新信託法制定に伴う信託税制の所要の整備が行われました。

なお、改正後の規定は、原則として、新信託法の施行日以後に効力が生じる信託について適用されることとなります。

このパンフレットでは、そのあらましを記載しています。

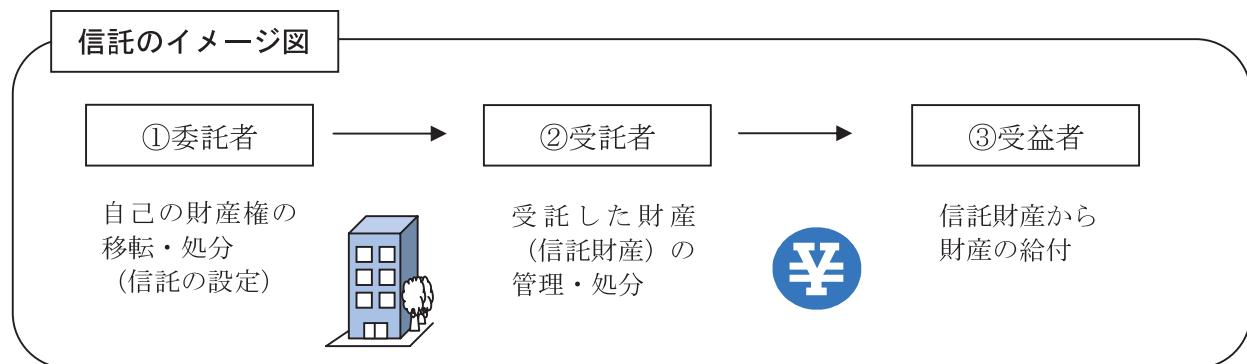
(注) このパンフレットは、平成 19 年 4 月 1 日現在の公布された法令に基づき作成しています。

No.	目 次	ページ
1	信託制度の概要	2
2	平成 19 年度税制改正前の主な信託税制	2
3	新信託法に新たに規定された信託の類型	3
4	平成 19 年度税制改正後の主な信託税制	3
5	平成 19 年度税制改正における信託税制の具体的な改正内容	
(1)	信託財産に属する資産・負債及び信託財産に帰せられる収益・費用の帰属すべき者の範囲の整備【所得税・法人税・消費税】	4
(2)	特定受益証券発行信託の規定の整備【法人税・所得税】	4
(3)	受益証券発行信託の規定の整備【法人税・所得税】	5
(4)	受益者等が存在しない信託の規定の整備【法人税・所得税・相続税・贈与税】	5
(5)	法人が委託者となる信託のうち一定の要件に該当するものの規定の整備【法人税・所得税】	6
(6)	受益者連続型信託等の規定の整備【相続税・贈与税・所得税】	6
(7)	信託損失に係る適正化措置【所得税・法人税】	7
(8)	消費税における信託財産に係る資産の譲渡等の帰属等についての見直し【消費税】	7
(9)	その他の改正【法定調書等】	8

1 信託制度の概要

信託とは、委託者が受託者に対して財産権の移転その他の処分をし、受託者が信託目的に従って、受益者のために信託財産の管理、処分等をすることをいいます。

例えば、委託者が所有する土地を受託者に信託し、受託者がその土地の上に賃貸事務所用ビルを建設・管理し、これにより得た賃料収入を受益者に給付する、という形で用いられます。



2 平成 19 年度税制改正前の主な信託税制

改正前においては、旧信託法の信託の類型を踏まえ、次の①から③までのとおり課税されていました。

① 受益者又は委託者に所得税、法人税、消費税を課税（発生時課税）……不動産、動産の管理等の一般的な信託を対象

信託財産に帰せられる収入及び支出については、次の場合に応じ、信託収益の発生時にそれぞれ次の者がその信託財産を有するものとみなして、その者の各年分の各種所得の金額又は各事業年度の所得の金額が計算されるとともに、その信託財産に係る資産の譲渡等については消費税が課税されていました。

イ 受益者が特定している場合 その受益者

ロ 受益者が特定していない場合又は存在していない場合 その信託財産に係る信託の委託者

② 受益者に所得税又は法人税を課税（受領時課税）……貸付信託、一定の投資信託などを対象
信託収益を受益者が現実に受領した時にその受益者に対して所得税又は法人税が課税されていました。

③ 受託者に法人税及び消費税を課税（信託段階法人課税）……特定目的信託などの特定信託を対象

特定信託の受託者である法人を納税義務者として、各特定信託の各計算期間の所得に対する法人税が課税されるとともに、その信託財産に係る資産の譲渡等については消費税が課税されていました。

また、相続税又は贈与税については、委託者以外の者が受益者となる信託が無償で設定等をされた場合に、委託者から受益者への信託の利益を受ける権利の遺贈又は贈与があったものとみなして、受益者に対して課税されていました。

3 新信託法に新たに規定された信託の類型

新信託法において新たに規定が設けられた信託の類型の主なものは、次のとおりです。

信託の類型

- ・ 自己信託………委託者が自ら受託者となる信託
- ・ 受益者の定めのない信託………目的信託
- ・ 受益証券発行信託………受益権の証券化が一般的に認められた信託
- ・ 受益者指定権等を有する定めのある信託等………信託行為に一定の場合に受益権が順次移転する定めのある信託

※ 適用時期…新信託法は、原則として、平成 18 年 12 月 15 日から起算して 1 年 6 か月を超えない範囲

内において、政令で定める日（以下「信託法施行日」といいます。）から施行されます。

4 平成 19 年度税制改正後の主な信託税制

改正後においては、新信託法の信託の類型を踏まえ、次の①から③までのとおり改正されました。

① 受益者段階課税（発生時課税）

信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属すべき者の範囲について、対象となる受益者を明確化するなどの規定が整備されました。

② 受益者段階課税（受領時課税）

信託収益を受益者が現実に受領した時にその受益者に対して課税される信託の範囲に、特定受益証券発行信託が追加されました。

③ 信託段階法人課税

信託段階において受託者を納税義務者として法人税及び消費税が課税される信託の範囲に、次に掲げるものが追加されました。

- ・ 特定受益証券発行信託以外の受益証券発行信託
- ・ 受益者等が存在しない信託
- ・ 法人が委託者となる信託のうち一定の要件に該当するもの

また、受益者等が存在しない信託、受益者連続型信託等について、相続税又は贈与税の課税の規定が整備されました。

5 平成19年度税制改正における信託税制の具体的な改正内容

(1) 信託財産に属する資産・負債及び信託財産に帰せられる収益・費用の帰属すべき者の範囲の整備 【所得税・法人税・消費税】

- 発生時課税される信託の受益者はその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、その信託財産に帰せられる収益及び費用はその受益者の収益及び費用とみなして、その受益者の各年分の各種所得の金額又は各事業年度の所得の金額を計算するとともに、その信託財産に係る資産の譲渡等については消費税が課税されることとなりました。

この場合の受益者の範囲は、受益者としての権利を現に有するものに限られることとなりました。また、信託の変更をする一定の権限を現に有し、かつ、その信託の信託財産の給付を受けることとされている者も受益者とみなされることとなりました（みなし受益者）。

※ 適用時期…原則として、信託法施行日以後に効力が生じる信託について適用されます。

(2) 特定受益証券発行信託の規定の整備【法人税・所得税】

- 信託法の受益証券発行信託のうち次の要件のすべてに該当するもの（特定受益証券発行信託）については、その信託収益を受益者が現実に受領した時にその受益者に対して課税されることとなりました。

イ 税務署長の承認を受けた法人が引き受けたものであること

税務署長の承認を受けた法人（承認受託者）

信託事務の実施につき次のAからEまでの要件のすべてに該当するものであることについて税務署長の承認を受けた法人をいいます。

（要件）

A 次のいずれかの法人に該当すること

- ① 信託会社（管理型信託会社を除きます。）
- ② 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に規定する信託業務を営む金融機関
- ③ 資本金の額又は出資金の額が5,000万円以上である法人（その設立日以後1年を経過していないものを除きます。）

B その引受けを行う信託に係る会計帳簿、一定の書類又は電磁的記録の作成及び保存が確実に行われると見込まれること

C その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装して記載又は記録をした事実がないこと

D その業務及び経理の状況について有価証券報告書に記載する方法等により開示し、又は計算書類、事業報告等について閲覧の請求があった場合に原則としてこれらを閲覧させること

E 清算中でないこと

ロ 各計算期間終了の時における利益留保割合が1,000分の25を超えない旨の信託行為における定めがあること

ハ 各計算期間開始の時において、その時までに到来した各算定期の利益留保割合が1,000分の25を超えていないこと

ニ その計算期間が1年を超えないこと

- ホ 受益者が存在しない信託に該当したことがないこと
- 特定受益証券発行信託の受益権は株式等とされることから、受益者である個人の受益権の譲渡による所得は、株式等に係る譲渡所得等として所得税が課税されることとなりました。また、その収益の分配については、所得税法上、配当所得とされるとともに、受託者は、その収益の分配を行う際、所得税の源泉徴収を行うこととなりました。
- (注) 受益者が受ける収益の分配については、所得税法上の配当控除及び法人税法上の受取配当等の益金不算入に関する規定は適用されないこととなりました。
- ※ 適用時期…原則として、信託法施行日以後に効力が生じる信託について適用されます。

(3) 受益証券発行信託の規定の整備【法人税・所得税】

- 上記(2)の特定受益証券発行信託に該当しない受益証券発行信託については、受託者を納税義務者として、その信託の信託財産に係る所得について、その受託者の固有財産に係る所得とは区別して法人税が課税されることとなりました。
- (注) 法人税が課税される受益証券発行信託について、次の①及び②のとおり取り扱われます。
- ① 受益権は株式又は出資とみなされることから、受益者である個人の受益権の譲渡による所得は、株式等に係る譲渡所得等として所得税が課税されることとなりました。
- ② 収益の分配については、所得税法上、剩余金の配当（配当所得）とみなされるとともに、受託者は、その収益の分配を行う際、所得税の源泉徴収を行うこととなりました。
- ※ 適用時期…原則として、信託法施行日以後に効力が生じる信託について適用されます。

(4) 受益者等が存在しない信託の規定の整備【法人税・所得税・相続税・贈与税】

- 【受託者に対する課税】
- 受益者及びみなし受益者（受益者等）が存在しない信託（遺言により設定された目的信託等）については、受託者を納税義務者として、その信託の信託財産に係る所得について、その受託者の固有財産に係る所得とは区別して法人税が課税されることとなりました。
- 受益者等が存在しない信託の設定時において、受託者に対して、その信託財産の価額に相当する金額について受贈益として法人税が課税されることとなりました。
- (注) 受益者等が存在しない信託の効力発生時等に、その後に受益者等となる者が委託者等の親族である場合には、受託者に対して委託者等から受益権を遺贈又は贈与により取得したものとみなして相続税又は贈与税が課税されることとなりました。なお、その相続税又は贈与税は、その受託者に課されるべき法人税等が控除されることとなります。

【委託者に対する課税】

- 受益者等が存在しない信託の設定時において、委託者である個人からその信託財産の価額に相当する金額により受託者に対する贈与により資産の移転があったものとみなして、その委託者に対して所得税が課税されることとなりました。

【受益者等が存在することとなった場合の課税】

- 受益者等が存在しない信託について、その後に受益者等が存在することとなった場合（上記(3)又は下記(5)の取扱いを受ける信託に該当する場合を除きます。）には、その受益者等に対して受益権の取得による受贈益について所得税又は法人税は課税されないこととなりました。なお、その後、その受益者等は上記(1)の取扱いを受けることとなります。

(注) 受益者等が存在しない信託について、その後に受益者等が存在することとなった時に、その受益者等が信託契約締結時等における委託者の親族である場合には、その受益者等に対して個人から受益権を贈与により取得したものとみなして贈与税が課税されることとなりました。

【受益者等が存在することなく信託が終了した場合の課税】

- 受益者等が存在しない信託について、受益者等が存在することなく信託が終了した場合には、受託者に対して清算所得に対する法人税が課税されるとともに、残余財産を取得した帰属権利者に対して所得税又は法人税が課税されることとなりました。

※ 適用時期…原則として、信託法施行日以後に効力が生じる信託について適用されます。

(5) 法人が委託者となる信託のうち一定の要件に該当するものの規定の整備【法人税・所得税】

- 法人（公共法人及び公益法人等を除きます。）が委託者となる信託のうち、次の要件のいずれかに該当するものについては、受託者を納税義務者として、その信託の信託財産に係る所得について、その受託者の固有財産に係る所得とは区別して法人税が課税されることとなりました。

イ その信託の効力発生時において、委託者である法人の重要な事業が信託されたもので、その法人の株主等が受益権の 50%超を取得することが見込まれていたこと（金銭以外の信託財産の種類がおおむね同一である場合等を除きます。）

ロ その信託の効力発生時等において、自己信託等（注）であり、かつ、その存続期間が 20 年を超えるものとされていたこと（信託財産に属する主たる資産が減価償却資産の場合において、その減価償却資産の耐用年数が 20 年を超えるとき等を除きます。）

(注) 委託者である法人が受託者である場合又は委託者である法人との間に一定の特殊の関係のある者（特殊関係者）が受託者である場合のいずれかの信託をいいます。

ハ その信託の効力発生時において、委託者である法人の特殊関係者を受益者とする自己信託等で、その特殊関係者に対する収益の分配割合の変更が可能であること

(注) 法人税が課税される信託について、上記(3)の注書の①及び②のとおり取り扱われます。

※ 適用時期…原則として、信託法施行日以後に効力が生じる信託について適用されます。

(6) 受益者連続型信託等の規定の整備【相続税・贈与税・所得税】

- 受益者連続型信託等（信託行為に一定の場合に受益権が順次移転する定めのある信託、受益者指定権等を有する者の定めのある信託その他これらの信託に類似する信託）については、次のとおり

課税されることとなりました。

- イ 適正な対価を負担せずに受益者連続型信託等の受益者等となる者があるときは、受益者等となつた時においてその受益者等である個人に対して、委託者（又はその受益者等の直前の受益者等）である個人から受益権を遺贈又は贈与により取得したものとみなして相続税又は贈与税が課税されることとなりました。なお、その受益者等が法人である場合には、贈与により受益権に係る資産の移転が行われたものとして、その委託者（又はその受益者等の直前の受益者等）である個人に対して所得税が課税されることとなります。
 - ロ 上記イの受益者連続型信託等の受益権については、課税される受益者等がその受益権のすべてを取得するものとみなして相続税又は贈与税が課税されることとなりました。
- ※ 適用時期…原則として、信託法施行日以後に信託に関する権利を取得する場合について適用されます。

(7) 信託損失に係る適正化措置【所得税・法人税】

- 発生時課税される信託の受益者等である個人のその信託に係る不動産所得の損失は、その損失が生じなかつたものとみなされることとなりました。
 - 発生時課税される信託につき、受益者等である法人のその信託による損失の額のうちその信託の信託財産の帳簿価額を基礎として計算した金額を超える部分の金額は、損金の額に算入されないこととなりました。また、信託の最終的な損益の見込みが実質的に欠損となっていない場合に、損失補てん契約等により信託による損益が明らかに欠損とならないと見込まれるときには、その損失の全額が損金の額に算入されないこととなりました。
- ※ 適用時期…原則として、信託法施行日以後に効力が生じる信託及び信託法施行日以後に受益者たる地位の承継を受ける場合のその承継に係る信託について適用されます。

(8) 消費税における信託財産に係る資産の譲渡等の帰属等についての見直し【消費税】

- 信託段階において法人税が課税される信託に該当するものについては、その受託者の信託財産に係る資産の譲渡等（受託事業）について、その受託者の固有財産に係る資産の譲渡等（固有事業）とは区別して消費税が課税されることとなりました。
(注) この場合、固有事業、受託事業それぞれについて受託者が確定申告等を行うことになりますが、納税義務の判定に当たっては、固有事業の基準期間における課税売上高とその基準期間に対応する期間における各受託事業の課税売上高の合計額により判定することとなります。
なお、受託事業の簡易課税制度の適用については、その課税期間の初日において固有事業が簡易課税制度の適用を受ける事業者である場合に限り適用されます。
- ※ 適用時期…原則として、信託法施行日以後に効力が生じる信託について適用されます。

(9) その他の改正

【法定調書】

- 信託に関する受益者別（委託者別）調書について、提出義務者の範囲を拡大し原則としてすべての受託者とするほか、信託設定時に加えて受益者等を変更した時や信託の終了時等にも調書を提出することとなりました。また、信託の計算書について信託財産に属する資産及び負債の明細や受益者指定権等を有する者に関する事項等を記載するなど、所要の整備が行われました。
- ※ 適用時期…信託に関する受益者別（委託者別）調書については、平成19年10月1日以後に調書を提出すべき事由が生じた調書について適用されます。信託の計算書については、信託会社にあっては信託法施行日以後に開始する事業年度に係る計算書について、信託会社以外の受託者にあっては平成21年1月1日以後に提出する計算書について適用されます。

【印紙税】

- 受益証券発行信託の受益証券が印紙税の課税対象に加えられました。
- ※ 適用時期…信託法施行日以後に作成される受益証券発行信託の受益証券について適用されます。

【国税の納付義務の承継・第二次納税義務】

- 受託者の任務が終了し、新受託者が就任した場合、又は、受託者である法人の分割により、その受託者としての権利義務を承継した法人がある場合には、これらの者は国税の納付義務を承継することとなりました。また、信託が終了し、その信託に係る国税を納付しないで信託財産を残余財産受益者等に給付をしたときは、一定の場合に限り、清算受託者及び残余財産受益者等は第二次納税義務を負うこととなりました。
- ※ 適用時期…原則として、信託法施行日以後に効力が生じる信託について適用されます。

その他所要の改正が行われました。

- 国税庁ホームページでは税に関する情報を提供しています。
国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>
タックスアンサーホームページ <http://www.taxanswer.nta.go.jp>
- このパンフレットでお分かりにならない点がありましたら、税務相談室又は最寄りの税務署の課税部門におたずねください。

